

江刺中央運動公園野球場

区分		グラウンド及びスタンド使用料
		1 時間までごとに
入場料等を徴収しない場合	児童 生徒	270
	一般	550
入場料等を徴収する場合	児童 生徒	820
	一般	1, 650

設備の使用料（夜間照明設備）

全灯使用	1 時間につき	1, 690
半灯使用		1, 130

備考

- 基本使用料は、1 時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間とする。
- 照明設備を使用する場合は、30 分までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に 30 分未満の端数が生じた場合は、30 分とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 減免により 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。